

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部介護保険課長 大村 貴弘

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算にかかる書類の作成について（依頼）

令和 5 年度後期における特定事業所集中減算に係る算定手続等を下記のとおり定めましたので、すべての指定居宅介護支援事業者は書類の作成を行い、要件に該当する場合は速やかに提出をお願いします。

記

1 令和 5 年度後期の判定期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日まで

2 書類の作成及び保存

詳細は、浜松市ホームページをご参照ください。（URL をクリックするとリンク先が表示されます）

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/gensan/2023-2.html>

3 書類の提出

上記 2 で作成した「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」のうち、それぞれのサービスで最も紹介件数の多い法人の占める割合が、80%を超えるサービスが 1 つでもあった場合は、次の書類を提出してください。

- ・「特定事業所集中減算に関する届出書（提出用兼保存用）」
- ・ 正当な理由が⑤⑥の場合は、80%を超えるに至った「理由書」（任意様式）

4 提出先・提出方法

浜松市役所 健康福祉部 介護保険課 まで

E メール（kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp）、郵送又は持参 でご提出ください。

- ・メールの場合は、件名を「令和 5 年後期特定事業所集中減算に関する届出書」としてください。
- ・できるだけメールでのご提出にご協力ください。

5 提出期限

令和 6 年 3 月 15 日（金）（郵送の場合は必着）

4 結果通知の送付（減算の適用）

減算の適用の有無については、結果通知書を送付します。

紹介率の割合が 80%を超えたことについて正当な理由が無いと判断された場合は、下記のとおり、減算が適用されます。

判定期間	提出期限	減算適用期間	減算単位
令和 5 年 9 月 1 日から 令和 6 年 2 月 29 日まで	令和 6 年 3 月 15 日（金）	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで	1 月 200 単位

浜松市介護保険課 指導第 1 グループ
担当：田口・中村
電話： 053-457-2875